

大学院総合生存学館における検定料の徴収方法の特例等を定める規程

(平成25年1月22日達示第72号)

第1条 この規程は、大学院総合生存学館における検定料の徴収方法の特例等を定めるものとする。

第2条 大学院総合生存学館における検定料の徴収方法は、京都大学通則（昭和28年達示第3号）

第10条第3項の規定にかかわらず、試験を2段階の選抜方法で実施する場合において、出願書類等による第1段階目の選抜に合格しなかった者については、その者の申出により第2段階目の選抜に係る額に相当する額として23,000円を返還するものとする。

附 則

この規程は、平成25年1月22日から施行する。